

埼玉の夜明け

第41巻
第3号
通算129号

日本キリスト教団
関東地区委員会
社会委員

「信教の自由」をとらえ直す

日本聖書協会評議員会議長 平山 武秀



「信教の自由」の諸相

「信教の自由」には、三つの顔があります。まず第一は、「信仰の自由」です。信仰は心の内面の問題ですから、他の何者もそれを侵すことはできません。この輝かしい内的自由こそが「信教の自由」の確固たる土台であり、出発点です。「信教の自由」の第二の顔は、内なる信仰が外へと現れ出

て形づくる「信仰生活の自由」です。ことに「礼拝」と「伝道」の自由がその根幹です。

「信教の自由」の第三の顔は、それが保障された社会ということ。私たちが「信教の自由」を求めるのは、自分の信仰生活や自分の宗教の安泰のためではありません。何よりも、この国が神のみこころになつた公正な国となるためです。なぜなら、「信教の自由」は基本的人權の根幹をなすものだからです（日本国憲法第十條（第四十條を参照）。「信仰の自由」が保障されている国は、その他のあらゆる基本的人權がしっかりと守られて、人間一人びとりが真に大切にされている国なのです。私たちが「信教の自由」を求

めるのは、何よりもこの観点からです。

「信教の自由」を妨げる力

それには、宗教自体に内在する力と外部から迫ってくる力の二通りがあります。まず前者を見てみたいと思いますが、侮り難いのは自分自身の宗教に内在する力です。

三つ事例を挙げましょう。第一は、一七世紀の初頭「信教の自由」を求めてヨーロッパからアメリカ大陸へと移住してきたピューリタンたちの場合です。彼らは新大陸において、教会と国家が一体となつた理想社会の実現を目指しました。そこにおいては政府（教会当局）が定めた教会生活のあり方しか許されず、最も甚だしい「信教の自由」の圧迫が起こつたということとは、まこと歴史の皮肉といわなければなりません。

第二の事例は、現代の日本ではしばしば見られる「教団ぐるみ選挙」の問題です。国や地方の選挙に際し、教団当局が特定の候補者を立てて、その支持を全信徒に強制するという問題です。最も極端な例は創価学会・公明党と幸福の科学・幸福実現党に見られますが、仏教のような伝統教団であっても、その過ちを犯しがちです。

これはたんに政治上の事柄ではなく、深く「信教の自由」に根差した問題であることを私たちは見抜かなければなりません。

第三の事例は、私たちの教会の日常的な営みにおいてです。昨年私はある新聞の企画で、大阪で最も大きな福音派の教会の牧師と対談をしました。その牧師は教会形成の秘訣として、教会員全員を一人も洩れなく教会活動のさまざまな領域に積極的にかわらせる実に綿密なプログラムを披歴されました。しかし私は、そのような教会の方針に積極的に参加できる「強い信徒」ではなく、週日の苛酷な労働で疲れ果てた体を引きずつてやっと礼拝に出席をし、そこで慰めを得て帰って行くだけの「弱い信徒」の大切さを語りました。教会生活の送り方の各自の自由、これも「信教の自由」の重要な一つの局面です。

さて、以上の三例は自宗教内部の問題ですが、「信教の自由」を妨げる力が他の宗教から迫ってくる場合はより深刻です。中東におけるキリスト教の場合を考えてみましょう。中東16カ国は圧倒的にイスラム圏ですが、その中で56%を占めるキリスト教徒は今深刻な危機に瀕しています。「異教徒撲滅」を叫ぶイスラム過激派によってキリスト教徒の殺害、拉致、誘

拐事件が頻発し、その結果多くのキリスト教徒たちが国外に逃亡していきます。またエジプトのアレクサンドリアでは、今年の元旦未明にコプト教会門前でイスラム過激派が引き起こした爆弾テロ事件は、まだ私たちの記憶に新しいところ。世界的にみると、「信教の自由」の問題は実に「命の問題」であることを私たちははたすれなくてはなりません。

さて、「信教の自由を妨げる力」はまず宗教自体に内在している事実を今見てきましたが、しかし私たちが目を留めなければならぬより大きな力は、外部から宗教に向かつて迫ってくるさまざまな力、ことに国家の権力であること。言うまでもありません。けれどもこの点については今までくり返し学んできましたので、ここで改めてふれることは避けま

「信教の自由」が確立された社会

では、「信教の自由」が確立された社会とは、どんな社会なのでしょう。それは「政教分離」が完全になされた社会です。「政教分離」とは、政治と宗教、国家と宗教団体とが完全に分けられている状態です。私たち一人びとりの生活に即して言えば、自分がどの宗教に属してしようと、それが市

民生活の上でどんな得にもならなければどんな損にもならない、宗教者であることと市民としての生活とは次元が別だという、そういう社会の仕組みです。

では、わが日本の国ではどうでしょうか。憲法の規定上は、たしかに「政教分離」はなされていません(第二〇条と第八九条を参照)。けれども、この憲法上の規定が国民生活のあらゆる面で貫かれているかという疑問です。その端的な現れは靖国神社問題ですが、今はそれにふれる余裕がないので、一つだけ「ミニ靖国神社問題」の典型的な事例をご紹介しますよ。それは、私が住む大阪府箕面

市で起こった「箕面忠魂碑訴訟」の出来事です。事の起りは、小学校の校庭にあった忠魂碑を他の場所に移すにあたって、市が公費を支出し、またその慰霊祭に対しても公費が支出されたという問題です。これは明らかに「政教分離」の鉄則を踏みにじるものであり憲法違反であるということ、神坂玲子さんらは一九七六年に訴訟を起しましたが、最高裁は一九九三年になってその訴訟を退けて箕面市がなしたことを是と認めました。このようにわが国においては、憲法の「政教分離」の規定が運用面においてはきわめて不徹底であり、「信教の自由」いまだし

の感を深くします。

「信仰の自由」と「信教の自由」の相関関係

心の内なる「信仰の自由」が「信教の自由」の確固たる土台であり出発点であることを先に見ました。しかし逆に、「信教の自由」が真に保障された社会の中にあつてこそ、内なる「信仰の自由」はその真価を発揮することができるということも事実です。

「信教の自由」が保障された社会の特徴として、諸宗教の共存という問題を考えてみましょう。もしわが宗教しか国家によって公認されず、他の諸宗教はいっさい存

主張

「道に迷ったら雀を探せ」といふ言葉があるそうだが、雀はそれほど密接に人間の生活と関わりをもっていたということである。ところが近年、雀を見かけなくなつたように思われる。

一月一六日の朝日新聞天声人語にこのようなことが書いてあった。「雀に一人っ子が増えているという。こちらは岩手医科大などの研究だ。去年の繁殖期、全国の愛好家に雛の数を調べてもらうと、商業地で平均一・四羽住宅地が一・八羽、農村部でも二羽だった。四〜五羽も珍しくない鳥だから少子化である」

少子化の原因として立教大博士研究員の松井晋さんは「農村では家の屋根瓦の隙間に巣が集中し

て見つかる。今の都市では瓦がなくて家に巣を作れず、営巣場所の不足や狭さが深刻だ」(asahicon2011.1.18)ということが大きいようである。

昨年末より始まったタイガーマスク現象が一月二五日現在、全国で一千万以上になったそうである。善意の輪が広がったということになるのだろうが、おそらくこれも一時的ブームであろうと考えられる。

報道はタイガーマスク現象を取り上げることでも大事だが、雀の一人っ子が意味するところをもっと報道してもらいたいものである。広い意味での事件としては、雀の一人っ子問題は大きい事件である。

立を認められないという状況だったらどうでしょうか。そのときにはライバルがいらないのですからわが宗教は外的には大いに繁栄するかも知れませんが、内的には生命を失って形骸化してしまうに違いありません。「信教の自由」が保障されて、すべての宗教が自由にそれぞれの活動を展開している状況の中でこそ、わが宗教の素晴らしさもまた如何なく発揮されるのです。京都府綾部市に日本基督教団丹陽教会があり、そのすぐ近くに大本教の本部があります。私がかつてこの本部を視察した折、その広大な敷地の中から小ぢんまりした丹陽教会の会堂を望み見たときの感動を忘れることができません。今まで何度か訪れて、ある意味ですっかり見あきた丹陽教会の会堂が、そのときには何と新鮮な輝きを帯びて私の目にとびこんできたことでしょうか。これは、たんに建物だけの話ではありません。私たちは諸宗教の共存、宗教の多様性というコンテキストの上に立ってこそ、みずからの宗教の真の素晴らしさ、ことにその根幹である「信教の自由」の輝きを深く体験することができるのです。

このような「信教の自由」が完全に保障された国を築くために、私たちは熱く祈り、賢明に発言し、大胆に行動しましょう。

書評

「明日への教会―聖霊と信徒の世紀を開く―」

森野善石衛門著(キリスト新聞社)を読んで

日本基督教団川口教会牧師 本間 一秀

二〇一〇年一〇月二六日―二八日の日本基督教団(以下「教団」とする)総会を傍聴した。開会礼拝の前、北村滋郎牧師の議員登録及び入場を巡り受付付近は騒然としていた。そして議事へ。北村滋郎牧師の免職に関係する議題の全ては「審判委員会の決定が出ている以上、審議する必要なし」等々の理由に基づく議案整理委員会報告に対し、強行採決され賛成多数で上程されずに終わった。そしてさらに、米軍基地に関する議案、沖繩との合同問題に関する議案、セクシャルマイノリティーに関する議案等は全て否決。そして教団三役、常議員選挙。これらの結果は全て会議開催の前から予め全国的に配布されていた「伝道する日本基督教団の形成のために」という、「対策、指導書」と思える冊子にまとめられた通りになった。教団を整えようとする建設的な議案、意見を抹殺し、教会会議制に

沿った真摯な十分な議論もされなかった。合同教会としての多様性、各個教会主義を重んじて来た教団であったはずである。少なくとも筆者はの中で信仰生活を続けて来た。しかし今回の総会のみならず、昨今の教団は「教憲・教規のみ」という「偏狭な小さな価値観」の中に全てを押し込む傾向になってしまった。会議制は元より、教会性も崩壊、喪失したと言っても過言ではない。

こうした教団の中にあり、表記森野善右衛門著「明日への教会」は私達信徒、教会が歩むべき、大きな指標の一端を指し示していると思える。

本書は二〇〇五年より六年間に著者が行ってきた、説教、講演、論文等を加筆しまとめたものである、その共通テーマは「教会論」。著者が「バルトルボンヘッファーの線に立つ教会」の形成が教団教職としての念願である」と「あとがきにかえて」に記すように、具体的にカール・バルト、ボンヘッファーの著書を中心に教会論が展開されている。

著者はまず「世のための教会は信徒の教会である」カール・バルトの「教会教義学 和解論」に基づく井上良雄氏の研究を紹介する。教会の標識には「説教 二聖礼典のほか 三教会が世の為に

あり、その為に信徒はキリストの和解の福音を伝えることに責任と使命があるとする。教団の教会を比較し、その論旨から信徒は「キリストの和解の使者としての務めを担う人たち」とされる」(コリント二 五・一八―二二)という考え方が基本ではないかとし、信徒教育の問題を論じる。そしてボンヘッファーの「教会の本質」を通し、教会は「地上を旅する神の民」であり、教職中心の組織体ではなく、万人祭司としての「信徒の教会」であるとすると。さらに、エキユメニカル運動の目指すものに関連付けて、「画一性」ではなく、教義、歴史的伝統、組織制度等の違いを互いに認めあい、キリストにある一致を目指す、「多様性における一致」を示唆している。それに導くのはキリストの霊である聖霊の働きである。教会はどこに立ち、誰のためにあるのか問われている。「教会論」に関する問題提起の書と言える。

各教会の社会活動

「介護について」学習会

浦和東教会 井上 雅雄

Aさん・ケアマネージャーとして介護の仕事をしているが、自分も母の介護をしており、介護保険を受ける側でもある。介護保険

は平成一二年、一五年、一八年に改正された。ケアマネージャーをしていた一四年ごろはヘルパーの訪問介護は柔軟な対応ができたが現在はさまざまな制限がある。一例としては、病院の通院介助や同居家族がいる家の掃除ができないう、など社会的介護のほが、家族の協力に依存するようになった。

この理由は「財政難」である。介護で働く人の給与は低く、仕事はきついことから働き手が少なくなり、「数をこなす」ことを余儀なくされているのが実態である。福祉国家といいながら、福祉の理念は保険契約へと変化している。つまり「自己責任」が強調されている。

Bさん・教会の婦人会のボランティアで行った洗濯物の整理などの奉仕をきっかけに、訪問ヘルパーの資格をとり、仕事に携わった。資格習得後Rグループの誘いで、一三年間仕事をしてきた。介護保険導入以前は年金生活者の介護福祉はどんなに使ってもだだ一割負担しているが、年金生活者は払えないことから、介護保険を全部使っても足りないのが現実であるお金も時間もなく、現実に介護は必要最低限のことしかできない。三〇分で十分な介護ができて

いが、時間オーバーしても途中でケアを打ち切れることもできず、ヘルパーのジレンマがある。末期がん患者のターミナルケアもおこなっているが、クリスチャンの患者とは、一緒に賛美歌を歌い、祈りをささげてお互いの気持ちをこめて通じて行くようにしている。長く仕事をすれば、技術はそれなりに上達するが、大切なことはヘルパーとしてどのような気持ちで働くかを、若い人にも語っている。人のために現場で働く仕事はたのしく、働ける限りはヘルパーの仕事が続けたい。現場で働く人たちはみんな燃えている。しかし、一方では熱意のあるヘルパーを排除しようとする動きもあり、現場のスタッフに全てを負わせるのではなく、みんなでよりよい介護保険制度に変えていくことが大切である。

Cさん・介護は家族の一人や介護施設に任せっきりにするのではなく、兄弟、家族が週か月に一度でもその役割を担うことで、日常介護に当たるものの気持ちは癒される。一人でする介護の期間は二四時間休まることもないといっても過言ではなく、みんなで少しづつ担い支えあうことが大切である。



**今日における一つの宣教の課題
特に児童養護施設をめくって**

毛呂教会 稲生 勝也

私は社会福祉の専門家でも児童養護の専門家でもない。毛呂教会に遣わされて五年間、その前に二年間合計七年間児童養護施設の現場に携わってきたにすぎない。その五年間は、児童養護施設「神愛ホーム」との歩みを共にしながらのものであった。今回は児童養護施設の現状を報告するに留めたいと思っている。

児童は家庭における保護者の愛情のもとで養育されることが望ましいのだが、児童の中には保護者がいない、或いはいたとしても保護者に養育させることが適当でないなどの理由により、家庭での養育が困難な場合がある。

従来からの、貧困や親の死亡等の理由により保護を必要とするようになった児童(要保護児童)に対する施策状況は大きく変化し、社会的支援を必要とする範囲や態様も拡大し、複雑・多様化してきた。近年、養護を必要とする児童の中でも、保護者から虐待を受けた児童の施設入所が増加している。全国児童養護施設協議会のまとめによると二〇〇八年度全入所

児童の五三・四%が虐待経験ありとしていた。二〇〇七年現在、総

施設数五六四、入所定員三三・九一七人、在籍人員三〇、八四六八、入所率(定員充足率)九〇・九%である(因みに一九九〇年度の入所率は八〇・五%であった)。一九九七年度養護児童等実態調査の結果を見ると、児童養護施設の在籍児童は二六、九七九人(男子五四・五%、女子四四・四%)である。年齢別では六歳未満一七・五%、六〜一歳三七・〇%、一〜一四歳二一・六%、一五〜一七歳一八・〇%、一八歳以上四・四%である。虚弱障害等のある児童が一〇・三%を占め、一六・〇%が病気にかなりやすいたとなっている。入所理由を見ると、父母の死亡三・五%、父母の行方不明一四・九%、父母の入院九・二%、父母の虐待、放任、養育拒否、不和および精神疾患等家庭環境を理由とするものが合計二六・九%、棄児〇・九%となっている。

今日の社会福祉を先導し、その基盤を築いた先人たちの業は、私たちに多くの示唆を与えている。いずれも困難に直面する人々と共に歩むことによって、新たな歩みを始めたということができあつて、多くの先人たちは、自ら

の働きを支える精神と信仰を問いつけたのである。

今日多くあるキリスト教を設立基盤とする社会福祉施設も多くの課題に直面する中で、困難に直面する人々と、共に歩むことを目指している。その際の課題の一つは、公的サービスの供給体制に組み込まれることによって、その独自性を見失ってしまう危険性にさらされていることである。サービスの利用者には、キリスト教信仰を持たない者や他の宗教を信じる者が当然いる。したがって社会福祉施設であることから、宣教の場とは一線を画することは当然とも言える。しかしだからと言って、そもそも働きの基盤となった精神と信仰を棄て去ることが必然の結果であるとはいえない。何よりも、その存立基盤を維持するためには、理念だけではなく、信仰を受け継ぎ、その信仰による働きの養成が急務とされ、まさに聖書に基づいた信仰の実践としての働きを具体的に検証し、日々の実践の中で生かしていくことが求められている。



社会委員会報告

- 第二回社会活動委員会及び第四回社会委員会
十月十七日(日)十五時〜十八時四十分(上尾合同教会)
- 社会活動委員会(出席十五名)
・各教会の社会活動報告の概略
一、大宮教会・災害対応伝言ダイヤル一七一の学び・ワークキャンプ・各種支援募金・平和学習・戦争体験文集の作成
二、鴻巣教会・九条の会に十名参加
加・九条せんべいの販売・平和の絆献金
三、上尾合同教会・各種献金・平和祈念集会・古切手、書き損じはがき等の呼びかけ
四、浦和東教会・「介護について」
「戦後GHQの検閲について」の学習会
五、和戸教会・戦災資料センターの見学と学習会・ケアハウス訪問
六、北川辺伝道所・「教団罪責告白礼拝」式文試案による礼拝を持つ
七、徐正敏先生を迎え学習会
八、桶川伝道所・各種献金、署名・養護老人ホーム等へ問安
八、川口教会・国際精神里親運動

- 支援・ホームレス救済活動
九、久美愛教会・各種献金・八・一五集会、二・一一集会へ参加
十、西川口教会・各種献金・平和学習会を持つ・地区、教区諸集会へ参加
十一、所沢みくに教会・「教団罪責告白」式文(案)による礼拝を行う・平和学習会
十二、本庄教会・「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼の集い」に参加・「部落解放祈りの日」を持つ
一三、埼玉和光教会・各種献金・山谷兄弟の家伝道所まりや食堂への支援と協力
十四、初雁教会・各種献金・弾圧を覚える礼拝・いろいろば会
○社会委員会(出席七名)
・小委員会報告
・九月十九〜二十日の教区社会活動協議会(新潟)へ二名参加
・九月二三日のアーモンドの会集會に共催
・十月九日教区部落差別問題研修會(太田八幡教会)へ二名参加
・二・一一集会の件・原発六ヶ所村研修会の件・部落解放全国キャラバンの件等
●第五回社会委員会
一月十六日(日)十五時〜十八時(鴻巣教会) 出席六名
・小委員会報告

・二・一一集会の件
講師、テーマ、奉仕内容、分担、費用等を確認
・会計担当より予算執行と見通しについての報告、承認
・新年度の組織について
●信教の自由と平和を守る二・一一集会
二月十一日(金・休日)十〜十二時(大宮教会) 講師、平山武秀先生「信教の自由をとらえ直す」参加七五名(二十九教会)
○終了後、委員懇談会を持つ
・二・一一集会の反省
・新年度の組織と日程について

編集後記
新年になり、長年強権政治が行われてきたチュニジア、エジプトの政権があつてなく打倒された。更に中東諸国ではその連鎖が懸念されている。
中東ばかりではない。色々な意味合いから世界は流動化していきあろう。治安も悪くなる恐れがある。国などが再建されていくにあたっては破壊的行動へと進むのではなく平和的な解決へと進むよう切に望みます。(浅子)